

国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成 年 月 日
記号番号	
住所	
氏名	
性別	男・女
保険番号	230151
交付年月日	平成 年 月 日
蒲郡市	3割
電話番号 (0533) 66-1111	



みんなで支える 国民健康保険

思いがけない病気やケガをしたとき、すべての人が安心して医療を受けられるように健康保険制度が設けられています。この制度は、日ごろからみんなで保険料を出し合い、そこから医療費を支出しよという、お互いに助け合う目的の制度です。

国民健康保険(国保)もその制度の一つ。会社などの健康保険に加入している人やその保険の被扶養者、生活保護を受けている人以外の人が加入しなければならぬ健康保険です。

加入するときも、やめるときも14日以内に届出を!

国保の手続きは、自動的にできません。次のようなとき、14日以内に保険年金課国民健康保険担当へ届出をしてください。

- ・他の市区町村で国保に加入していた方が、市内に転入してきたとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・国保加入世帯で子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

- ・外国籍の人が日本に1年以上滞在する予定で外国人登録を行うとき
- ・国保をやめるとき

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険にはいったとき
- ・職場の健康保険の被扶養者になったとき

- ・国保の被保険者が死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・外国籍の人がやめるとき

☆ご注意ください!

- 加入の届出が遅れたとき
保険料をさかのぼって納めてもらうことになったり、保険証がない期間が発生して、医療費を全額自己負担になったりします。
- やめる届出が遅れたとき
国保に加入したままとなり、新たに加入した健康保険と二重に保険料(料)がかかることになりま

す。また、無効になった国保の保険証を使用して診療を受けると、そのときに国保が負担した医療費を返してもらうこととなります。

国保の加入者は世帯主?

国保では、家族一人ひとりが加入者となりますが、加入の届出

や保険税の納付は、世帯ごとに世帯主が行うことになっていきます。例えば、世帯主が職場の健康保険に入っている、その世帯主のお子さんが国保に加入したら、世帯主が国民健康保険税を支払うこととなります。

保険証のとりあつかい

保険証(国民健康保険被保険者証)は、国保の加入者であるという証明書であり、お医者さんにかかるときの受診券です。大切にとりあつかいましょう。

- 急病などにそなえて必ず手元に保管しましょう。
- 他人に貸したり、借りたりしてはいけません。罰せられます。
- 無効になった保険証は、すぐに市役所へ返しましょう。
- お医者さんにかかるときは、必ず窓口へ提出しましょう。引き続き診療を受けるときも、月が変わったら提出してください。

問合せ先
保険年金課
☎66・1103

